

公益社団法人全国助産師教育協議会
助産師教員キャリアラダー・レベルⅢ認定制度細則

2026年3月15日改正

(エキスパート助産教員認定審議会の開催)

第1条 エキスパート助産教員認定審議会（以下、審議会とする。）は、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下、本協議会とする。）の助産師教員キャリアラダー・レベルⅢ認定制度規程（以下、規程とする）第2章に基づき運営する。

2 審議会は、規程第2章の第3条に基づき、審議会は、委員長1名および委員5名で構成し、助産師教育研修研究センター長1名と担当理事1名、組織強化委員会委員長1名と担当理事1名、本協議会以外から外部有識者2名とし、委員長1名と委員5名の合計6名で構成する。委員長は、原則として組織強化委員会担当理事とする。

3 審議会の開催は、規程第2章の第4条に基づき、申請があった場合に以下の期間で認定資格審査、認定判定会議等を開催する。

- (1) 1月～2月、認定作業の確認のための第1回認定判定会議を開催する。
- (2) 2月から4月末までに、申請者は、認定申請申し込み書類を本協議会事務局へ提出する。
- (3) 5月末までに、本協議会事務局は認定申請申し込み書類を確認する。
- (4) 6月末までに、審議会委員は認定資格審査を行う。
- (5) 7月、審議会委員は判定のための第2回認定判定会議を開催する。
- (6) 8月、理事会の承認後に、審査結果を本協議会事務局から通知する。

(認定資格審査の提出書類)

第2条 審議会は規程第3章の認定申請資格第5条に基づき、申請者の申請書類を確認し、申請資格の適否を審査する。申請書類は、次に定める第1項から第6項の書類とする。

- (1) 本協議会の会員校名あるいは個人会員名
- (2) 本協議会の会費を完納
- (3) 助産師免許（免許番号）
- (4) 教育施設に所属する助産師教員として常勤で5年を超える経験を有することを証明するもの
- (5) 助産師教育研修研究センターが開講する研修と e-learning 研修の受講証
ファーストステージ研修（3単位以上）とセカンドステージ研修（2単位以上）
- (6) 各能力の申請要件または免除要件を満たしていることを証明するもの
別表1を参照する。

(規程の改廃)

第3条 本細則の改廃は、理事会の承認による。

附 則

本細則は 2025 年 4 月 1 日より施行する。

本細則は 2026 年 3 月 15 日より一部変更して施行する。

別表 1 各能力の申請要件または免除要件を満たしていることを証明する提出書類

	申請要件	免除要件
臨床能力	過去 5 年以内のCLoCMiPレベルⅢ認証の必須研修を10時間以上受講した受講証	CLoCMiPレベルⅢの認証（期間内）
教育能力	以下を全て満たす書類 <ul style="list-style-type: none"> 最新の助産学教育の授業・演習・実習の科目責任者または主たる科目担当者（授業科目がオムニバスの場合は半数以上の担当）のシラバス 助産師教育研修研究センターが開講する実習指導者講習会、e-learning研修、公開研修等を合計 3 時間以上受講した受講証 	該当なし
研究能力	以下を全て満たす書類 <ul style="list-style-type: none"> 掲載された論文 2 編の写し（学術誌・商業誌に掲載された研究論文可、共著可） 学術集会 3 回以上の参加証 	博士の学位記の写し
管理能力	「教育理念・目標・方針を理解し、構成員としてどのように役割を担っているか」についての課題レポート（800～1000字）	教員として学長・校長・学部長・研究科長・教授・教務主任などの役職経験の申告